

住宅瑕疵担保責任任意保険
分離発注に係る保険責任に関する特約条項

(保険連名加入事業者)

第1条 この約款において、保険連名加入事業者とは、一つの住宅の建設工事に関し、共同連帯せず単独別個に建設工事を受注する保険証券記載の事業者をいいます。

(事務幹事会社の選定)

第2条 保険連名加入事業者は、事務幹事会社の倒産等の場合の引継ぎの順序も含め、保険連名加入事業者の中から事務幹事会社を保険契約の前に選定し、当社に対して書面により通知するものとします。

(事務幹事会社の行う役割)

第3条 事務幹事会社は、保険連名加入事業者のために次の各号に掲げる事項を行います。

- (1) 保険契約の申込書類の作成および申込または申込撤回の手続き
- (2) 保険料および検査料の納付
- (3) 当社が現場検査を行う日程等の調整
- (4) 住宅瑕疵担保責任任意保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の規定に基づく告知または通知に係る書類等の作成
- (5) 保険連名加入事業者が作成した普通保険約款の規定に基づく事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の授受または保険金請求に関する書類等の授受
- (6) 普通保険約款の規定に基づく保険契約の変更または解除に係る書類等の作成
- (7) その他前各号の事務または業務に付随する事項

(事務幹事会社および当社の行為の効果)

第4条 この保険契約に関し事務幹事会社が行った前条各号に掲げる事項は、保険連名加入事業者がこれを行ったものとみなします。

2 この保険契約に関し当社が事務幹事会社に対して行った通知その他の行為は、保険連名加入事業者に対して行われたものとみなします。

(保険連名加入事業者の保険金支払限度額)

第5条 当社は、保険連名加入事業者の保険金支払限度額について、普通保険約款第7条第1項にある1被保険者あたりの保険金支払限度額の規定は適用しないものとします。

(普通保険約款との関係)

第6条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。